

高松市生活道路整備審議会条例をここに公布する。

平成28年7月13日

高松市長 大西 秀人

高松市条例第42号

高松市生活道路整備審議会条例

(設置)

第1条 生活道路の整備に係る要望の採択を公正かつ公平に行うとともに、生活道路の整備を効果的に実施するため、高松市生活道路整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において「生活道路」とは、地域住民が良好な生活環境を確保するため、本市に対し整備を要望する道路であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 道路構造令（昭和45年政令第320号）の規定により第3種第5級又は第4種第4級に区分されることとなる道路
- (2) 前号に掲げる道路に準ずるものとして市長が認める道路

(所掌事項)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 生活道路の整備に係る要望の採択に関すること。
- (2) 生活道路の整備に係る優先度の判定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、審議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 本市の区域内的の公共的団体等の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例による最初の審議会の会議及び委員の任期満了後における最初の審議会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年高松市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表中第16号の3を第16号の2とし、第60号の次に次の1号を加える。

(60)の2 生活道路整備審議会委員	日額	6,500
--------------------	----	-------